

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八戸市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

八戸市長

公表日

令和7年5月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、こども家庭センターの母子保健事業の実施に関する事務等を行う。 特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおりである。 1 母子保健法第十条の保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 2 母子保健法第十一条の新生児の訪問指導の実施に関する事務 3 母子保健法第十二条第一項の健康診査の実施又は同法第十三条の健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨に関する事務 4 母子保健法第十五条の妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 5 母子保健法第十六条第一項の母子健康手帳の交付に関する事務 6 母子保健法第十七条第一項の妊産婦の訪問指導の実施又は診療を受けることの勧奨に関する事務 7 母子保健法第十八条の低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 8 母子保健法第十九条第一項の未熟児の訪問指導の実施に関する事務 9 母子保健法第二十二条第二項のこども家庭センターの母子保健事業の実施に関する事務
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能、署名検証機能

2. 特定個人情報ファイル名

健康管理システム妊産婦管理ファイル、健康管理システム乳幼児管理ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表70の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第40条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 95の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	こども健康部 保健所 すくすく親子健康課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市 総務部 総務課 情報公開グループ 0178-43-2111 内線3011
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒031-0011 八戸市田向三丁目6番1号 八戸市 こども健康部 保健所 すくすく親子健康課 保健医療グループ 0178-38-0374(直通)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。特定個人情報を含む書類等は施錠できる書棚に保管することや、廃棄書類に特定個人情報が含まれていないかダブルチェックを行う等の対策を講じている。		
9. 監査			
実施の有無	[] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。特定個人情報を含む書類等は施錠できる書棚に保管することや、廃棄書類に特定個人情報が含まれていないかダブルチェックを行う等の対策を講じている。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出若しくは未熟児の訪問指導に関する事務等を行う。 1～8 (省略)	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務等を行う。 1～8 (省略) 9 母子保健法第二十二條第二項の母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	副所長兼健康づくり推進課長	健康づくり推進課長	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年4月1日	II しいき値判断項目の計数日	2019/4/1	2020/4/1	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	①部署 健康づくり推進課 ②所属長 石藤 フキ野	①部署 健康部 保健所 健康づくり推進課 ②所属長の役職名 副所長兼健康づくり推進課長	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年4月1日	II しいき値判断項目の計数日	2017/3/31	2019/4/1	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	③システムの名称 乳幼児行政システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	③システムの名称 乳幼児行政システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能、署名検証機能	事前	
平成29年5月8日	II しいき値判断項目 1対象人数	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年5月8日	II しいき値判断項目 2取扱者数	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年1月1日	I 関連情報 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	八戸市 健康部 健康づくり推進課 母子保健グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線5462	八戸市 健康部 保健所 健康づくり推進課 母子保健グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線5462	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年4月11日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署	①部署 健康増進課 ②所属長 鈴木 良子	①部署 健康づくり推進課 ②所属長 石藤 フキ野	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年4月11日	I 関連情報 7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	八戸市庁 総務部 総務情報管理室 情報公開グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線3011	八戸市 総務部 総務課 情報公開グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線3011	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年4月11日	I 関連情報 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	八戸市庁 市民健康部 健康増進課 母子保健グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線5462	八戸市 健康部 健康づくり推進課 母子保健グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線5462	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年4月11日	II しいき値判断項目 1対象人数	平成28年1月31日時点	平成28年3月31日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年4月11日	II しいき値判断項目 2取扱者数	平成28年1月31日時点	平成28年3月31日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年6月11日	I 関連情報 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	八戸市 健康部 保健所 健康づくり推進課 母子保健グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線5462	八戸市 健康部 保健所 健康づくり推進課 母子保健グループ 〒031-0011 青森県八戸市田向三丁目6番1号 0178-38-0712 (直通)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年4月1日	II しいき値判断項目の計数日	2020/4/1	2021/4/1	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年9月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第56の2項) 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(第56の2項) 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署	①部署 健康部 保健所 健康づくり推進課 ②所属長 課長	①部署 健康部 保健所 すくすく親子健康課 ②所属長 課長	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年4月1日	I 関連情報 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	八戸市 健康部 保健所 健康づくり推進課 母子保健グループ 〒031-0011 青森県八戸市田向三丁目6番1号 0178-38-0712 (直通)	八戸市 健康部 保健所 すくすく親子健康課 保健医療グループ 〒031-0011 青森県八戸市田向三丁目6番1号 0178-38-0712 (直通)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目の計数日	2021/4/1	2022/4/1	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月1日	Ⅰ 関連情報 5評価実施機関における担当部署	①部署 健康部 保健所 すくすく親子健康課 ②所属長 課長	①部署 こども健康部 保健所 すくすく親子健康課 ②所属長 課長	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月1日	Ⅰ 関連情報 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	八戸市 健康部 保健所 すくすく親子健康課 保健医療グループ 〒031-0011 青森県八戸市田向三丁目6番1号 0178-38-0712（直通）	八戸市 こども健康部 保健所 すくすく親子健康課 保健医療グループ 〒031-0011 青森県八戸市田向三丁目6番1号 0178-38-0712（直通）	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年4月1日	令和5年4月1日 変更後の記載	八戸市 こども健康部 保健所 すくすく親子健康課 保健医療グループ 〒031-0011 青森県八戸市田向三丁目6番1号 0178-38-0712（直通）	八戸市 こども健康部 保健所 すくすく親子健康課 保健医療グループ 〒031-0011 青森県八戸市田向三丁目6番1号 0178-38-0374（直通）	事後	変更箇所の変更
令和7年2月28日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊娠婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務等を行う。 1～8（省略）9 母子保健法第二十二條第二項の母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊娠婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、こども家庭センターの母子保健事業の実施に関する事務等を行う。 1～8（省略）9 母子保健法第二十二條第二項のこども家庭センターの母子保健事業の実施に関する事務	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年2月28日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の49の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第40条	番号法第9条第1項 別表70の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第40条	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年2月28日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムの情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(第56の2項) 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 95の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月16日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業の人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	新設	(人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か) 十分である (判断の根拠) マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。特定個人情報を含む書類等は施設できる書棚に保管することや、廃棄書類に特定個人情報が含まれていないかダブルチェックを行う等の対策を講じている。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月16日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	新設	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月16日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 【再掲】 判断の根拠	新設	(当該対策は十分か【再掲】) 十分である (判断の根拠) マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。特定個人情報を含む書類等は施設できる書棚に保管することや、廃棄書類に特定個人情報が含まれていないかダブルチェックを行う等の対策を講じている。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない